

令和6年広審第36号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月8日09時10分

岡山県コゴチ島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 3.8トン

登 録 長 8.55メートル 6.20メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 129キロワット 30キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室の右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、その左舷側にレーダー及び魚群探知機一体型のGPSプロッター（以下「GPSプロッター」という。）、操舵室後方囲壁右舷側に別の舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年9月8日05時55分岡山県笠岡港神島外浦地区を発し、同県高島北方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、10ノット以上の速力で航行すると船首が浮上し、操舵室後方囲壁右舷側に立った姿勢で前方を見ると、正船首から左舷側に約25度、同右舷側に約10度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）を生じることから、平素、船首を左右に振って船首死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、06時00分目的の釣り場に到着し、遊漁をしながら高島北方沖合を南下した後、07時00分頃コゴチ島南方沖合の釣り場に至り、漂泊した状態で遊漁を再開したものの、同島西方沖合の釣り場に移動することとし、前方を一見して他船を見掛けず、09時09分少し前コゴチ島南方沖合の釣り場を発進した。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、コゴチ島南方沖合を増速しながら北上し、釣り客2人を船首甲板に、同客2人を船尾甲板にそれぞれ配し、自身は操舵室後方囲壁右舷側の舵輪後方に立った姿勢

で操船に当たり、09時09分僅か前沖ノ白石灯台から272.5度（真方位、以下同じ。）130メートルの地点で、針路を010度に定め、機関を回転数毎分1,800にかけ、12.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、正船首410メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突の危険がある態勢で接近する状況であったが、依然として、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、Bを避けることなく続航し、09時10分沖ノ白石灯台から352度410メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの右舷船尾に、後方から32度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵区画を配し、同区画の右舷側に舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.25メートル船尾0.30メートルの喫水をもって、同日06時00分笠岡港を発し、高島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時30分前示釣り場に到着し、漂泊して釣りをを行い、釣果を求めて移動を繰り返した後、09時07分衝突地点付近で、北北西方に向首し、機関を中立運転として漂泊を始め、同乗者を左舷船首部に、自身は右舷船尾部の甲板にそれぞれ腰を下ろした姿勢で釣

りざおを出して釣りを再開した。

b 受審人は、09時09分僅か前衝突地点で、船首が338度を向いていたとき、左舷船尾32度410メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突の危険がある態勢で接近する状況であったが、航行している船舶が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、09時10分僅か前船尾至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が338度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に破口を伴う擦過傷を、Bは、右舷船尾外板に亀裂を伴う擦過傷をそれぞれ生じたが、後いずれも修理され、A釣り客1人が、約1週間の加療を要する前額部挫創を負った。

（航法の適用）

本件は、コゴチ島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点は瀬戸内海であるものの、海上交通安全法第1条第2項の規定により同法適用除外海域に当たることから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、コゴチ島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、コゴチ島西方沖合において、同沖合の釣り場に向けて航行する場合、船首死角を生じていたから、他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、A釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、コゴチ島西方沖合において、釣りを行う目的で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行している船舶が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、A釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月19日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿